

脱コロナ

事業者等支援ガイド

事業継続のための給付金

□ 休業要請協力支援金

○ 対象
県からの要請・協力依頼を受け、令和2年4月14日から5月31日までの間に、2週間以上施設（店舗）の休業・営業時間短縮を行った事業者

○ 給付
1店舗 **10万円** 2店舗以上 **20万円**

■ 連絡先
久留米市事業者支援金コールセンター
【TEL 0942-30-9750 FAX 0942-30-9824】

（注意）事業継続給付金、新規創業者事業継続給付金との重複受給はできません。

□ 事業継続給付金

○ 対象
令和2年4月または5月の売上高が、前年同月比70%以上減少していること。かつ、市のセーフティネット認定を受け、市や県の融資制度を利用して100万円以上の借入れを行うなど、事業継続に取り組む事業者

○ 給付
中小法人 **30万円** 個人事業者 **15万円**

■ 連絡先
久留米市事業者支援金コールセンター
【TEL 0942-30-9750 FAX 0942-30-9824】

（注意）休業要請協力支援金、新規創業者事業継続給付金との重複受給はできません。

□ 新規創業者事業継続給付金

○ 対象
令和2年1月1日から4月6日までに市内で創業し、令和2年4月または5月の売上高が、当初事業計画比50%以上減少していること。かつ、金融機関から100万円以上の借入れを行うなど、事業継続に取り組む事業者

○ 給付
中小法人 **30万円** 個人事業者 **15万円**

■ 連絡先
久留米市事業者支援金コールセンター
【TEL 0942-30-9750 FAX 0942-30-9824】

（注意）休業要請協力支援金、事業継続給付金との重複受給はできません。

□ 持続化給付金（国）

○ 対象
売上高が前年同月比50%以上減少した事業者（医療法人・農業法人・NPO法人等）

○ 給付
法人 最大 **200万円**
個人事業者 最大 **100万円**

○ 申請サポート会場

ホテルニュープラザKURUME（六ツ門町）2階。予約制。
受付専用ダイヤル
【自動ガイダンス 0120-835-130】
【オペレーター対応 0570-077-866】

■ 連絡先
持続化給付金コールセンター
【TEL 0120-115-570】

□ 持続化緊急支援金（県）

○ 対象
売上高が前年同月比30%以上～50%未満減少した事業者（医療法人・農業法人・NPO法人等）

○ 給付
法人 最大 **50万円**
個人事業者 最大 **25万円**

■ 連絡先
福岡県持続化緊急支援金相談窓口
【TEL 0570-094-894】

従業員に休業手当などを支払いたい

□ 雇用調整助成金の特例措置を拡大して受付（国）

○ 対象
売上高または生産量などが5%以上減少し、休業などをした事業所

○ 特例
休業中に支払った手当の最大10分の10を助成。規模要件など有り。日額上限 **8,330円**。事前の計画届の提出は不要。

■ 連絡先
福岡労働局福岡助成金センター
【TEL 092-411-4701】

□ 雇用調整助成金の市役所相談窓口開設

○ 内容
申請手続きを市職員がお手伝いします。

○ 期間・日時
6月1日から6月30日まで
平日10時から16時まで。予約制

○ 会場
市役所3階 308会議室

■ 連絡先
久留米市労政課（本庁舎11階）
【TEL 0942-30-9046 FAX 0942-30-9707】

□ 雇用調整助成金の申請支援補助金

○ 対象
申請が困難で、社会保険労務士に依頼した従業員20人以下の小規模事業所。ほか要件あり

○ 受付
6月1日から8月31日まで

○ 補助額
最大 **10万円**

■ 連絡先
久留米市労政課（本庁舎11階）
【TEL 0942-30-9046 FAX 0942-30-9707】

□ 小学校休業等対応助成金（国）

○ 対象
小学校などが臨時休業した場合に労働者を有給で休ませた事業所

○ 助成額
休業中に支払った賃金相当額の10分の10を助成。日額上限 **8,330円**

■ 連絡先
学校等休業助成金・支援金等コールセンター
【TEL 0120-60-3999】

店舗家賃の支払いが厳しい

□ 大家さん店子さん助け合い支援

○ 対象
テナントの家賃を減額した大家

○ 内容
店舗の家賃分の固定資産税・都市計画税を最大100%減免

○ 減免
減額した家賃の110%、または店舗の年税額のどちらか低い額

■ 連絡先
久留米市資産税課（本庁舎地下1階）
【TEL 0942-30-9010 FAX 0942-30-9753】

事業継続のための運転資金が心配

□ 政府系金融機関の融資（国）

○ 対象
売上高が前年または前々年の同月比5%以上減少した事業者

○ 貸付条件
限度：6,000万円
貸付：15年。据え置き5年
利率：当初3年間 基準金利▲0.9%
例) 1.36%→0.46%。4年目以降：基準金利
※利下げ対象範囲：3,000万円以下の部分。基準金利は変動

■ 連絡先
日本政策金融公庫久留米支店
【TEL 0942-34-1212】

□ 実質・無利子

○ 対象
政府系金融機関の融資を利用した人で①個人事業主：要件無し ②小規模事業者：売上高15%減少 ③中小企業者：売上高20%減少

○ 内容
政府系金融機関の融資の利下げ対象範囲の基準金利0.9%減分を3年間利子補給有り

■ 連絡先
中小企業金融・給付金相談窓口
【TEL 0570-783-183】

□ 既往債務の条件変更・借り換え

○ 内容
日本政策金融公庫等の借入れを一部実質無利子で借り換えが可能。

■ 連絡先
中小企業金融・給付金相談窓口
【TEL 0570-783-183】

セーフティネット保証の認定

○ 対象
①4号保証：売上高が前年同月比：20%以上減少
②5号保証：売上高が前年同月比：5%以上減少
③危機関連：売上高が前年同月比：15%以上減少

■ 連絡先
久留米市商工政策課（本庁舎11階）
【TEL 0942-30-9133 FAX 0942-30-9707】

□ 緊急経営支援資金

【新型コロナウイルス感染症特別枠】

○ 対象
セーフティネット保証のうち①③を受けている事業者

○ 貸付条件

限度：350万円
貸付：10年
据え置き5年以内。
利率：0.8%
利子補給：当初5年間

■ 連絡先
久留米市商工政策課（本庁舎11階）
【TEL 0942-30-9133】
【FAX 0942-30-9707】

□ 福岡県の融資

○ 対象
セーフティネット保証の認定を受けている事業者

○ 貸付条件

限度：3,000万円
貸付：10年
据え置き5年。
利率：1.3%
利子補給：当初3年間

■ 連絡先
福岡県経営相談窓口
【TEL 0120-567-179】



久留米市の支援

国・県の支援